

## IPABによる最近の審決から学ぶインドの分割出願プラクティスに係る留意事項

2015年11月09日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

インド特許法によれば、親出願の特許付与前であれば、いつでも分割出願をファイルすることが可能です。具体的には、出願人は、自発的に分割出願をファイルすることも可能ですし（インド特許法第16条(1)）、また、出願の単一性違反（インド特許法第10条(5)）を解消するために分割出願をファイルすることも可能です。但し、後述するように、インド特許プラクティスは、クレームの補正に関し非常に厳格であることに注意が必要です。

これまで、インド特許出願（親出願）から第1の分割出願（子出願）をファイルし、この子出願から更に第2の分割出願（孫出願）をファイルした結果、この第2の分割出願（孫出願）が分割要件違反を理由にインド特許庁は基本的には認めないことが知られています。

このような状況下で、2015年3月25日に、第1の分割出願（子出願）から派生してファイルされた第2の分割出願（孫出願）がインド特許庁によってどのように扱われるべきかについて、IPAB（Intellectual Property Appellate Board：知的財産審判部）による審決が下されました。

IPABによる上記最近の審決に鑑み、インドにおける分割出願プラクティスに関する留意事項について、以下に説明します。

**【全5頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.